

議第9号議案

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月20日

提出者 ふじみ野市議会議員

伊 藤 初 美

賛成者 ふじみ野市議会議員

塚 越 洋 一

床 井 紀 範

新 井 光 男

足 立 志津子

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は公的補助制度のある欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自費となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、政府において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣